

機関・団体名	設置主体	機関・団体の業務	支援業務の内容	支援形態の別	人員体制・設置状況
独立行政法人 都市再生機構	国（国土交通省）	・都市再生の推進 ・賃貸住宅の適正管理及び団地の総合的な再生・活用 ・災害復興及び都市の防災機能の強化 ・魅力ある郊外や地方居住の実現	※UR賃貸住宅における、犯罪被害者等に対する入居優遇措置について、公営住宅における犯罪被害者等の受入状況等を注視した上で、必要性について引き続き検討	※行政機関（国、地方自治体、警察等）等の要請に基づき、犯罪被害者等に対する支援を行うことについて引き続き検討	※引き続き検討
海上保安部等	国	海上保安業務	・被害者の安全の確保 ・解剖遺体の搬送・修復費の公費負担 ・支援制度に関する情報提供 ・犯罪被害者支援主任者による支援活動 ・被害者連絡制度の実施	電話連絡、面接相談等	（人員体制）各部署に犯罪被害者支援主任者を指定 （設置状況）海上保安部等 128か所（平成18年4月現在）

## (2) 主に交通事故被害者に関係するもの

機関・団体名	設置主体	機関・団体の業務	支援業務の内容	支援形態の別	人員体制・設置状況
都道府県・政令指定都市 交通事故相談所	地方公共団体	交通事故相談員による、損害賠償問題等に関する無料交通事故相談	交通事故相談員による、損害賠償問題等に関する無料交通事故相談	交通事故相談員による、損害賠償問題等に関する無料交通事故相談	全国288名
財団法人 交通事故紛争処理センター	財団法人 交通事故紛争処理センター	・交通事故に関する、弁護士による無償法律相談 ・交通事故に関する、弁護士による和解の無償あっ旋	・交通事故に関する、弁護士による無償法律相談 ・交通事故に関する、弁護士による和解の無償あっ旋	・交通事故に関する、弁護士による無償法律相談 ・交通事故に関する、弁護士による和解の無償あっ旋	全国10か所（相談担当嘱託弁護士178名）
財団法人 日弁連交通事故相談センター	財団法人 日弁連交通事故相談センター	・自動車事故の損害賠償に関し無償による法律相談及び処理のあっ旋 ・自動車事故による損害賠償額算定の合理化に関する調査研究 ・自動車事故による民事損害賠償訴訟の適正迅速化に関する調査研究 ・自動車事故損害賠償に関する知識の普及及び広報 ・前各号の事業に関し、国会、裁判所及び行政機関等に対する建議陳情 ・その他、本法人の目的を達成するために必要な事業	全国144か所の相談所で交通事故の民事紛争に関する法律相談を行い、29か所の本・支部において示談あっ旋業務を行っている。	センターでは相談所での無料法律相談を始めとする被害者からの相談に対応。国土交通省は、センターの自動車事故相談業務費及び示談あっ旋業務費について補助を行っている。	（人員体制）事務局職員5名。相談所において、地域の弁護士による相談を受付 （設置状況）全国144か所に相談所を開設

機関・団体名	設置主体	機関・団体の業務	支援業務の内容	支援形態の別	人員体制・設置状況
財団法人 自賠責保険・共済紛争処理機構	財団法人 自賠責保険・共済紛争処理機構	・責任保険及び責任共済に関する紛争の調停 ・交通事故の被害者救済に関する知識の普及啓発 ・交通事故による損害賠償に関する調査研究 ・責任保険及び責任共済制度に関する調査研究 ・関係機関及び諸団体との連携 ・その他本機構の目的を達成するために必要な事業	自賠責保険・共済の保険金又は共済金の支払いで、被害者や保険・共済の加入者と保険会社・共済組合との間で生じた紛争に対して、適確な解決を目指して公正な調停を行う。	機構では自賠責保険・共済の保険金等の支払いについて、被害者や保険会社との間で生じた紛争を公正中立に的確に処理することにより、被害者救済の迅速、適正性を確保している。 国土交通省は、機構の紛争処理業務費への補助を行っている。	(人員体制) 事務局24名。弁護士、医師等学識経験者の紛争処理委員による紛争処理 (設置状況) 東京、大阪に事務所を置き、それぞれで紛争処理業務を行う。
損害保険料率算出機構 自賠責問題調査センター 保障事業部	損害保険料率算出機構	自賠責保険及び政府保障事業に関する損害調査、賠償額・後遺障害に対する等級認定、リーフレット「政府保障事業への請求のご案内」等の発刊	自賠責保険及び政府保障事業に関する損害調査、賠償額・後遺障害に対する等級認定、リーフレット「政府保障事業への請求のご案内」等の発刊	自賠責保険及び政府保障事業に関する損害調査、賠償額・後遺障害に対する等級認定、リーフレット「政府保障事業への請求のご案内」等の発刊	全国66か所
社団法人 日本損害保険協会	社団法人 日本損害保険協会	・損害保険全般に関する相談、自動車保険、自賠責保険の請求に関する相談 ・リーフレット「交通事故被害者のために」等の発刊	・損害保険全般に関する相談、自動車保険、自賠責保険の請求に関する相談 ・リーフレット「交通事故被害者のために」等の発刊	・損害保険全般に関する相談、自動車保険、自賠責保険の請求に関する相談 ・リーフレット「交通事故被害者のために」等の発刊	全国46か所

(3) 主に配偶者からの暴力被害者に関係するもの

機関・団体名	設置主体	機関・団体の業務	支援業務の内容	支援形態の別	人員体制・設置状況
配偶者暴力相談支援センター	都道府県市町村	都道府県の婦人相談所など適切な施設が、配偶者暴力相談支援センターの機能を果たしており、相談、カウンセリング、被害者及びその同伴家族の一時保護、各種情報提供などを行っている。また、市町村が配偶者暴力相談支援センターを設置することもある。	・相談又は相談機関の紹介 ・カウンセリング ・被害者及び同伴者の一時保護(ただし、婦人相談所が自ら行うか、婦人相談所から一定の基準を満たす者に委託して実施する。) ・被害者の自立生活促進のための情報提供 ・保護命令制度の利用についての情報提供 ・被害者を居住させ保護する施設の利用についての情報提供 ・その他の援助	相談、カウンセリング、被害者及びその同伴家族の一時保護、各種情報提供等	全国に152か所設置されている(平成18年5月1日現在)。

機関・団体名	設置主体	機関・団体の業務	支援業務の内容	支援形態の別	人員体制・設置状況
婦人相談所	都道府県	配偶者からの暴力被害者等らの相談に応じ、心身の健康回復のため医学的・心理学的な指導、被害者及び同伴家族の一時保護及び自立支援、保護命令制度の利用についての援助 等	配偶者からの暴力被害者等の電話・面接相談、医学的・心理学的指導、一時保護、自立支援	電話相談、面接相談、医学的・心理学的指導、保護	(人員体制) 所長、相談指導員、判定員、医師、事務員、一時保護所指導員 (設置状況) 全国47か所
婦人保護施設	都道府県 社会福祉法人	配偶者からの暴力被害者等の保護を行う。	都道府県婦人相談所をとおして入所した配偶者からの暴力被害者等に対し、生活支援、自立に向けた支援を行う。	保護による支援	(人員体制) 施設長、指導員、調理員、看護師、嘱託医等 (設置状況) 全国50か所
母子生活支援施設	都道府県 市 社会福祉法人 等	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、併せて退所した者について相談その他の援助を行う。	入所した母子の保護、生活支援、子育て支援、自立に向けた支援を行う。	都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村が入所契約によって母子の保護を行う。	(人員体制) 施設長、母子指導員、嘱託医、少年指導員、調理員等及び保育士 (保育所に準ずる設備のある場合) を配置 (設置状況) 全国287か所